

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第四号（3）及び（5）の規定に基づき、総務大臣が別に告示する場所を次のように定める。

なお、平成二十五年総務省告示第百三十九号（小電力データ通信システムの無線局の無線設備の使用場所を定める件）は、廃止する。

平成 年 月 日

総務大臣 野田 聖子

- 一 電波法施行規則第六条第四項第十一号に規定する五・二GHz帯高出力データ通信システムの基地局又は陸上移動中継局と通信する場合
- 上空

二 一以外の場合

屋外（列車内、船舶内及び航空機内を除く。）